

鳥取県告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名	住所	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
寺岡敏行	鳥取市吉岡温泉町135-3	寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町135-3	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション	平成18年2月28日
中塚嘉津江	鳥取市河原町曳田117-1	森医院	鳥取市河原町曳田117-1	訪問リハビリテーション	平成21年2月13日